

参考資料 1 普天間飛行場跡地利用計画方針策定調査について

宜野湾市都市交通マスタープラン・都市交通戦略の作成にあたり、普天間飛行場跡地利用計画については、以下の理由により現段階の調査内容については、直接的に反映させないこととしている。

1. 返還時期が不透明であること

米軍駐留軍用地の返還時期については、現段階では明確になっていない。しかし、都市交通マスタープランは、目標年次を設定し、それに向けた計画策定を行う必要がある。したがって、本計画においては、現段階の跡地計画から考えられる幹線道路配置等を反映させないこととする。

2. 跡地利用計画が確定していないこと

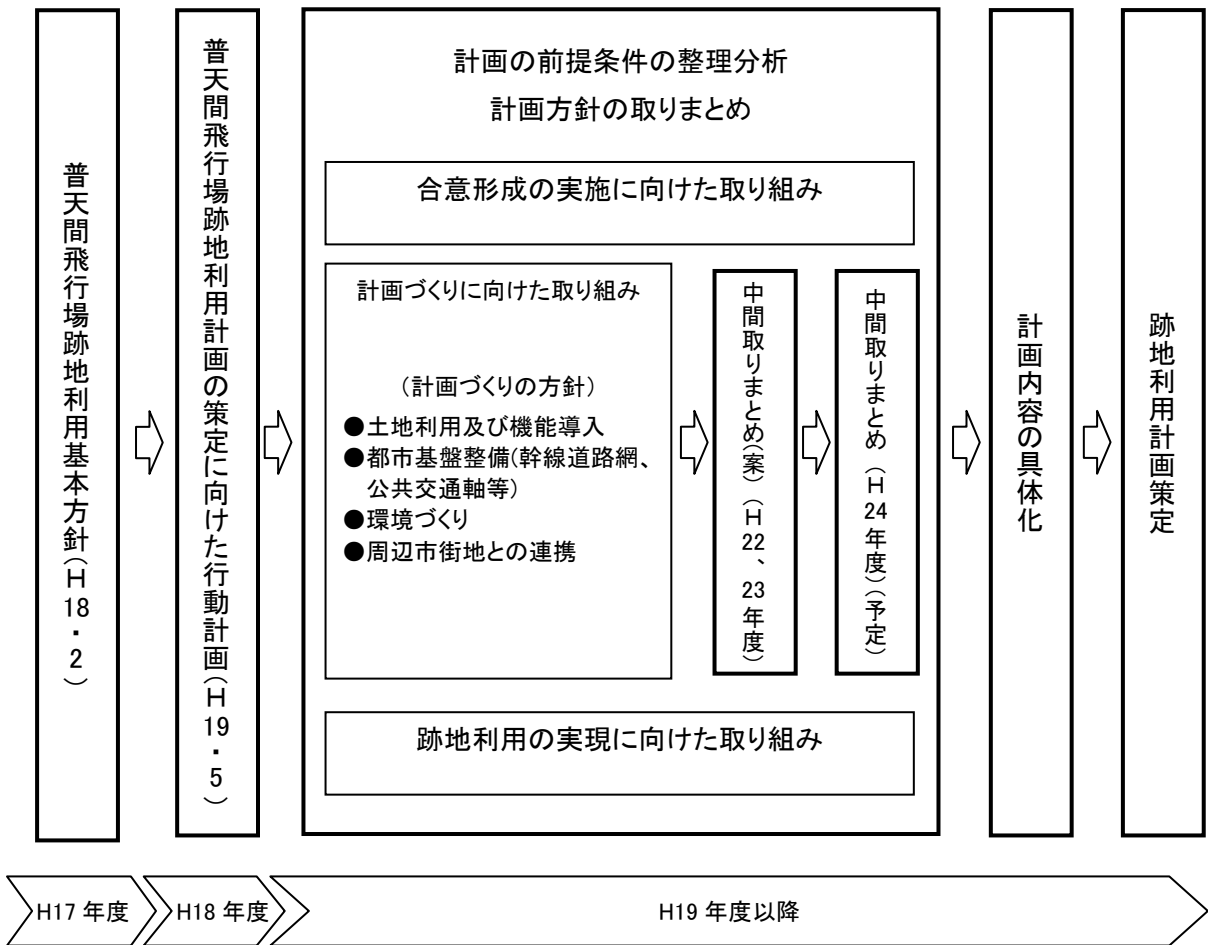
普天間飛行場跡地利用計画の経緯は、平成 23 年度は中間取りまとめに向けた取り組み段階である。現段階が、中間取りまとめで跡地計画としても確定していないことを鑑み、都市交通マスタープランにおいては、跡地計画から考えられる幹線道路配置等を反映させていない。

3. 都市交通マスタープランへの跡地利用計画の反映について

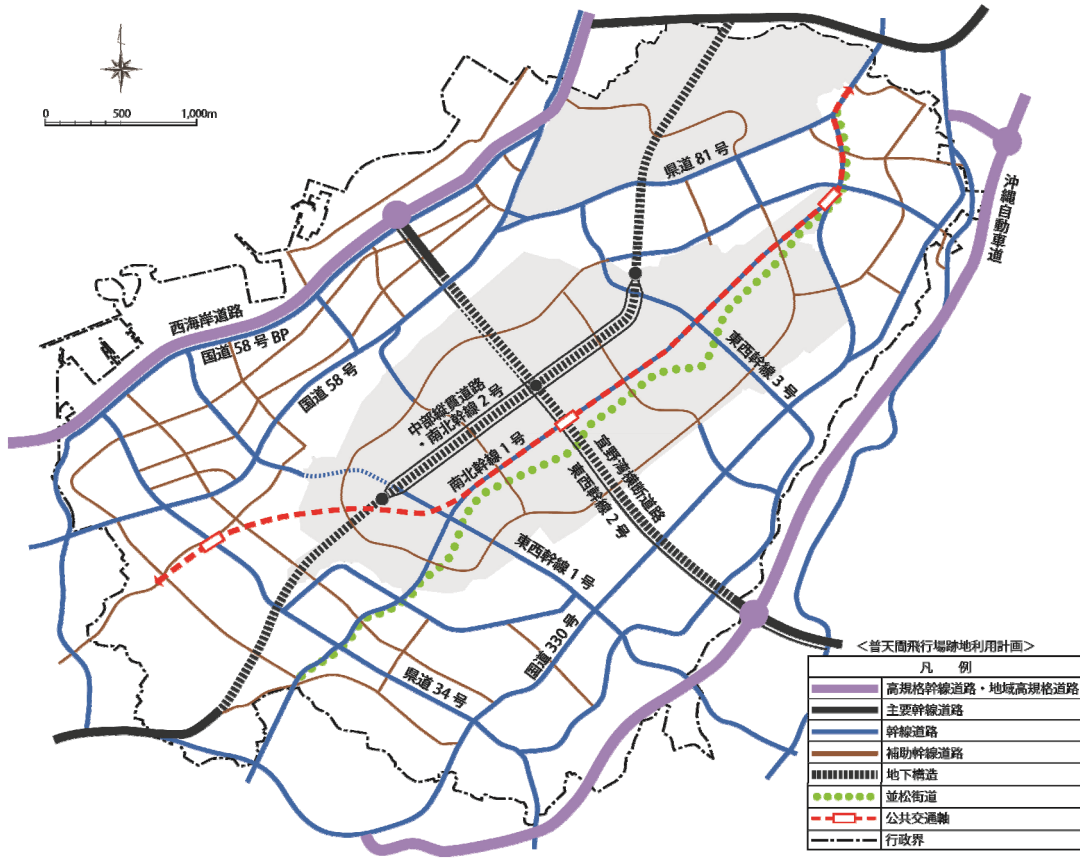
都市交通マスタープランにおける跡地利用計画の反映は、必ずしも上記の条件が解消されなければ行わないわけではない。今後、各地区の市街地整備等の進捗や、跡地利計画と一体となった周辺まちづくり計画の進捗に応じ、跡地利用計画との整合も考慮しつつ、市全体の適切な交通計画として、適宜見直していくこととする。

次ページに、現時点の調査結果「全体計画の中間取りまとめ（案）」における幹線道路網を対象とした将来交通量推計（H42）結果[※]を示す。

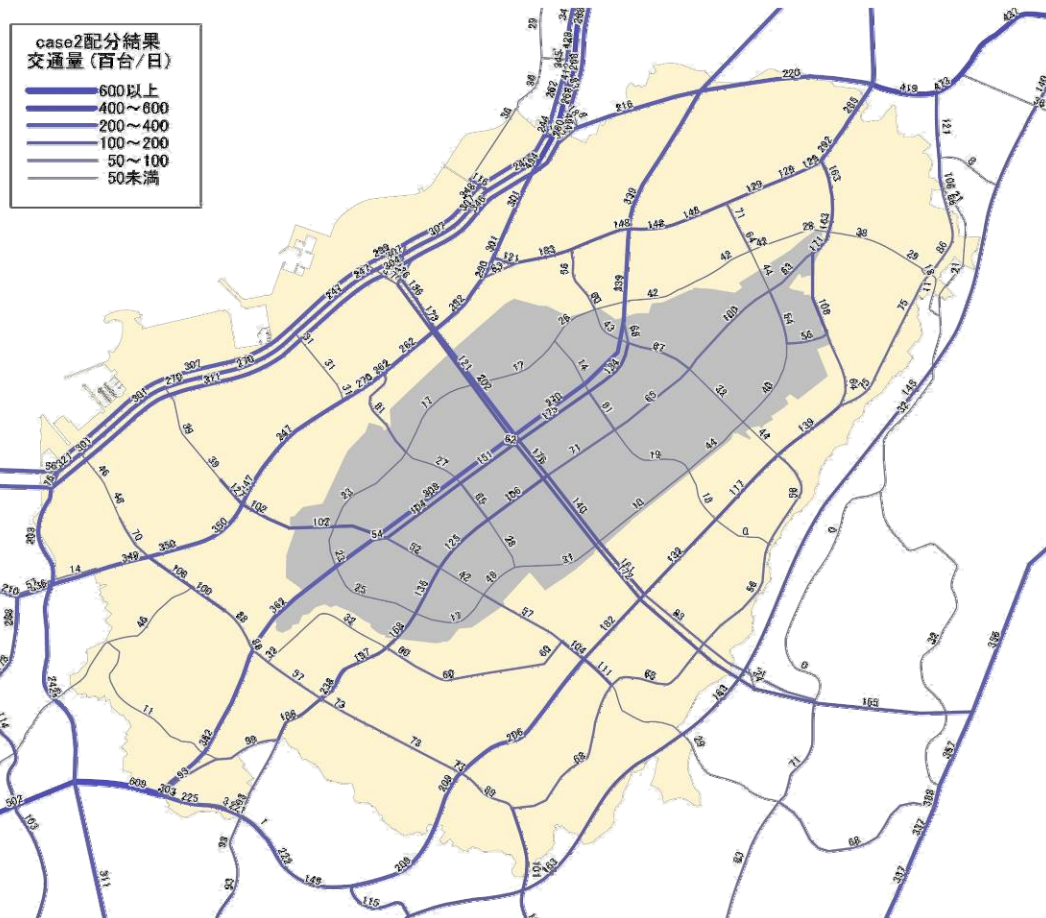
※ 第3回中南部都市圏パーソントリップ調査における推計データを上位データとして行ったものであり、跡地における詳細な土地利用や道路構造等については反映していない。



図一 普天間跡地利用計画策定までの取組のフロー



図一「全体計画の中間取りまとめ(案):H22年度」に基づく将来の幹線道路ネットワーク図



図一「全体計画の中間取りまとめ(案):H22年度」に基づく将来交通量推計結果(H42)

